□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ｉ)の基準
外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ｉ)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅱ)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第12条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【ニ．複合建築物】
□基準省令第10条第３号イの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　MJ/(㎡・年)（基準値　　MJ/(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　MJ/(㎡・年)（基準値　　MJ/(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第３条第２項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）

【15．確認の特例】
（略）

【16．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【17．備考】